構造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿児島県大島郡龍郷町
- 2 構造改革特別区域の名称 奄美大島龍郷町ノヤギ特区
- 3 構造改革特別区域の範囲鹿児島県大島郡龍郷町の区域の一部(狩猟可能区域)

4 構造改革特別区域の特性

(1) 概況

龍郷町は、北緯 28 度 24 分 34 秒、東経 129 度 35 分 27 秒の鹿児島県本土から南西に 380km 南下した大島本島の北部に位置し、南西部は奄美市名瀬に接し北東部は奄美市笠利と接している。町の大部分は山林、原野に覆われており町を縦走する長雲山系によって北西部の荒波地区と東南部の内場地区に分けられている。年間の平均気温は 21.3℃程度の亜熱帯海洋性気候であり、四季を通じて温暖である。降水量は年平均 2,500mm で 5 月~6 月の梅雨期と 8 月~9 月の台風期に年間の雨量の 60%が集中する。

奄美大島を含む琉球諸島は、独特な地史を有し極めて多様で個性の高い亜熱帯生態系や珊瑚礁生態系を有している点、優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっている点が評価され、平成15年5月、世界自然遺産の候補地に選定された。

奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、 祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、近年、社会環境の変化等に より飼育されていた山羊が放棄され、野生化した山羊 (ノヤギ)の繁殖による食害によ り土砂流出や植生破壊等が拡大している。有害鳥獣駆除による生体捕獲も行われている が、主に断崖絶壁に生息するノヤギの生体捕獲は危険を伴い、効率的な駆除ができない ため個体数を減少させるまでには至っていない。

- (2) ノヤギによる被害状況 武運崎及び今井崎周辺の土砂流出
- (3) ノヤギの生息状況 龍郷町内に約150頭のノヤギが生息していると推測されている。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、奄美大島では家畜として飼育されていた山羊が放棄されるようになり、その山羊が野生化したノヤギが急速に増えた。ノヤギは森林や海岸部の崖地に生息し、一帯の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。

ノヤギは狩猟鳥獣の対象となっていないため、被害が明らかな箇所では有害鳥獣として の捕獲が可能であるものの、被害届け等、手続きの関係上速やかに捕獲できない状況にあ る。

そこで、ノヤギを速やかに捕獲する対策として、本特例措置を適用することにより、ノヤギの食害による土砂流出や植生破壊等を抑制し、生態系の保全や植生の回復が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 効率的な捕獲

狩猟期間においては、有害鳥獣捕獲の申請を行う必要なくノヤギを捕獲することが出来 るようにする。

(2) 自然環境の保全

ノヤギの生息数を減らすことにより、土砂流出や植生破壊等を抑制し、生態系の 保全や植生の回復を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

ノヤギの捕獲効率が上がれば、ノヤギによる森林や海岸部の崖地の土砂流出や植生破壊等が抑制され、世界自然遺産登録に向けての検討課題とされている、重要地域の保護担保措置が図られることとなる。

なお、本特例措置を適用することにより、ノヤギの生息数を減少させ、平成 24 年の生息数を 0 頭とすることを目標とする。

現状 平成 20 年:150 頭 目標 平成 24 年: 0 頭

8 特定事業の名称

1310 ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
 - (1)ヤギ被害防除対策事業(補助事業)

ノヤギの捕獲により、奄美の自然生態系を保全する。

(2) 説明会

狩猟免許を有するものに対し、捕獲後の取り扱いについて、特に銃殺した場合は処分にかかわる手続きがあるため説明を行う。

(3) 住民に対する周知

地域住民へ対し、防災行政無線や広報誌等を活用しノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業についての広報を行う。また、山羊を飼養している町民へは個別に文書を送付する。

別紙

1. 特定事業の名称

1310 ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

- 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 構造改革特別区域の範囲において、狩猟免許を有し、狩猟を行おうとする者
- 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

狩猟免許を所持している者が狩猟期間において、ノヤギを捕獲することを認める

5. 当該規制の特例措置の内容

龍郷町においては、山羊の放し飼いを防止し、環境衛生の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図るため、平成20年3月27日に「龍郷町山羊の放し飼い防止等に関する条例」を制定した。当条例に基づき、地域住民の協力のもと、飼養山羊の適切な管理が行われており、現在、放牧による飼養山羊は存在しない。

本特例措置を実施するにあたっては、当町において、猟友会との協力のもと、狩猟者に対してノヤギの狩猟について周知及び説明を行う。また、広報誌や防災行政無線等を通じて住民に対して周知すると共に、山羊を飼養している町民へは個別に文書を送付する。